

第9回入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

- (1) 日 時 平成20年2月18日(月) 午後2時00分から午後3時00分まで
- (2) 場 所 県庁本庁舎5階 正庁
- (3) 出席者
 - ア 委 員
清水修二(委員長) 安齋勇雄 岩淵敬 江川和弥 小川静子 杉山元治 田崎由子
常松明男 羽田則男 松野義廣
 - イ 県 側
総務部長 総務部政策監 企画技術総括参事 入札改革参事 入札改革主幹 入札改革主幹
農林水産部総務予算主幹 教育庁総務企画主幹 警察本部会計課主幹
- (4) 次 第
 - ア 開会
 - イ 議事
 - (ア) 審議事項
指名競争入札の試行について
 - (イ) 各委員の意見交換
 - (ウ) その他
 - ウ 閉会

2 発言内容

【入札改革主幹】

第9回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。会議の進行につきましては、清水委員長をお願いいたします。

【清水委員長】

皆さん御苦労様です。

本日の会議は1時間の予定です。議題は前回に引き続いて「指名競争入札の試行について」という件です。

それで、事務局の方から格別何か説明することはありますか。

【入札改革参事】

ございません。

【清水委員長】

それでは審議に入りますけれども、まず、前回御欠席だった北川さん、今日も都合で来られないということで、文書で御意見が届いておりますから、これを紹介いたしましょう。

読み上げます。

「授業や会議等の調整がつかず、欠席が続き申し訳ございません。県から提案された「指名競争入札の試行」について、最終的には委員各位の意見を伺った上で判断すべきとは思いますが、出席できないため、私見を述べさせていただきます。

1 試行理由が、「地域住民からの苦情」「応札者が少ない」とあるが、前者はともかく、後者は指名競争入札に戻したことで解決できるのか、一般競争入札のみに問題があるのか、その辺りをもっと検証すべきではないか。例えば、一般競争入札の要領がいきわたっておらず、不慣れであるというようなことはないか。また、工事の数自体が減っていること、即ち根本的な経済的問題等にも、原因の一端があるのではないか。

2 そもそも、談合防止のためにすすめてきた改革であるが、結果を判断するには早急すぎるのではないか。自民党等の圧力に屈した提案であるようにも感じられる。

3 入札制度改革で地元企業を苦しめることになることは、断じてあってはならない。しかし、1、2のような理由で、私は現段階での「指名競争入札の試行」については、早急すぎると考えます。すなわち、反対です。」

以上が、北川さんの御意見です。

それで、今日は前回御欠席のもう一方の委員、田崎さんがおいでになっておりますので、ここ

で田崎さんの御意見をお伺いしたいと思います。

【田崎委員】

前回すみません。欠席いたしました。

ある程度県の方の提案も理解できなくはないんですけども、今北川さんの御意見の中にもあったように、もう少し議論をして慎重に進めた方が良いのではないかということで、絶対反対というわけではないんですが、もう少し時間的なものが必要ではないかなと感じております。もし、4月からそういったことを導入して、ある程度の結果が得られない、あるいは得られたとしても、その結果をどう受け止めるのかということが、またそこで難しくなってくるのではないかと思います。ですから、なし崩し的にそれがどんどん広がるといった心配も若干しておりますので、もう少し慎重に議論してから取りかかった方が良いのではないかと感じております。

【清水委員長】

ありがとうございました。

前回一通り皆さんの御意見を伺ったわけですが、なお、本日付け加えたい、あるいは考えが変わったとか、そういうことでも結構でございますので、自由に意見を出していただきたいと思えます。その上で、私の方から、委員会としての意見の取りまとめの提案をさせていただき所存です。

今日は常松さんが資料を用意されているようです。この説明をしていただきましょう。

【常松委員】

前日も申し上げましたけれども、過去20年間に渡る福島県の当初予算における投資的経費の推移というものを「福島県の財政」から抜粋してみました。平成20年度の予算が今回上程されることになるわけですが、平成20年度における投資的経費の総額が右下にあります、1323億であります。それに比べますとピーク時は平成9年度に3578億と、ほぼ3倍に近い数字になっております。その中でもとりわけ重点的な事業としては普通建設事業、これが中心になりますので、この普通建設事業だけをとってみますと、同じ平成9年度で3180億から平成20年度は993億と3分の1以下に激減しております。それをグラフで表したものが、投資的経費の推移のグラフであります。こういう状況を見ますと、福島県の公共事業費が3分の1以下に減ってきているという状況から考えれば、この競争の激化も当然考えられることですし、また、入札率の低下そのものも、公共投資額の減少に伴って付随してきたのが大きな原因だと考えることができるだろうと思えます。そういう面から考えますと、制度をどういじろうとも、結果としては大きな競争の激化という流れを変えるということではできないのではないかと考えるわけです。委員会の役割は公正競争の防止ということでもありますので、そういう意味で若干影響がないわけではないと思えますが、非常に限定的で影響も少ないものであろうと考えております。そういう面から見て、基本的には今回の入札下限価格といいますか、この価格については、ある程度精神的な、要するに非常に経済的に苦しいという面で、何とか突破口がないかという点での考え方からみると、若干許容的な面も考えられるわけです。そういう点からみて、積極的にはこの提案について賛成ではないんですが、許容できるのかな。とは言っても、これとは別ですけども、一般競争入札の下限額、これは250万と10月からなっているわけですが、今回の提案は一部復活ということではなくて、既に指名競争入札は今もなされているわけですので、そういう意味ではテーマとしてセンセーショナルに出してしまったわけですが、本来は下限価格の改定という趣旨になるのではないかと考えたわけです。

【清水委員長】

どうもありがとうございました。

あと、小川さん、用意されたものについて、説明方御意見をお願いします。

【小川委員】

指名競争入札に関しまして、今回方向性をちょっと転換するという点で、指名競争入札の特徴的なところと、今いろいろ問題になっている点を整理してきました。メリットとしましては、ここに書いてありますように、皆さん十分御承知のことなので、改めていうことでもないんですが、施工能力のある業者をあらかじめ選定できる、これが一番のメリットかなと思えます。それから、地域性等、工事に合った、特徴に合った業者さん選ぶことができる。それと3つ目も非

常に大きな効果があるんですけども、地域に密着した業者が施工するというので、住民とのトラブル防止には非常に有効だということが言われております。それから、地域の特性を熟知した業者が施工する結果、品質の良いものができるし、経費が節減できる面もある。この辺が大きなメリットかと思えます。問題となるデメリットとなる部分が、今回の改革の発端になった談合を呼びやすいという、談合の温床になりやすい。これはここにも書きましたように、今回の県の改善の中でもありますように、指名業者を非公開にするということで、十分に防止できるのではないかと。それから、既にペナルティーは強化されておりますので、この辺は防止できると思われれます。それから、指名をする際に、行政の恣意性が働いて、公正を阻害することがあるのではないかという非難もありましたが、それについては審査委員会で審議するというのと、具体的な指名理由をホームページ上で公開するということになっておりますので、この辺は大分防止できるので、このデメリットという部分は相当防げるのではないかなと思います。それから、今予定されております1000万円以下の工事について、少額工事と言われるものですけども、そういったものは、中には地域生活に密着した工事が多々あるので、そういった場合には、入札から工事が終わって引き渡しまで、なるべく短期間で終わることが望ましいのではないのでしょうか。それから2番目に、少額工事で時間を要するという事は、もちろん採算性も合わなくありまし、ここに書きましたように、現場代理人は常駐が求められておりますので、工事が長いからと言っても、その分一人の人はそこに縛り付けられることになっていきますので、ほかの工事を受けられなくなるということがありますので、その辺のところ、特にこの前、10月からの工事は応札者少ない、いわゆる辞退してしまう、そういうところの理由の中に、現場代理人が足りないということがあったかと思うんですけども、どうしても予算配分の関係で秋から3月にかけて工事が集中するので、こういった点が出てくる。そういうものが多くなれば、右に書いたような技術力とか、本来は施工能力の高いレベルの業者が応札できなくなってしまっていて、確かに安い金額で取る業者さんはいいかもしれませんけれども、そうすると品質確保に問題が出るおそれがあるのではないかと思われれます。それから、この前説明の中で、指名だと2週間、一般競争入札だと35日間ということで、21日間の差があります。それで、確かに御意見の中で、たった21日間どうってことないのではないかという意見もあったんですけども、この21日間というのがどこでどこでどう違うのか調べてみましたが、21日間というのは非常に重要な期間だということがわかりました。落札後、設計図書に基づいて、特に土木なんですけれども、準備工というものに着手して、起工測量というのをして、現場に縄が張ってあったりすると思うんですけども、丁張りをします。そういうものをやっている中で、やっぱり設計図書と合わないところが出てきたりすると、また、そこで施工計画とか工程表を直して、中にはここにありのように変更があった場合には、契約変更になるということもあるということで、こういった準備工に大体2、3週間、掛かる場合は約1カ月くらい掛かるということで、この期間が非常に重要だということがわかりました。そうであれば、やはり少額の工事をすべて今のように250万超を一般競争にしているということは、こういうところでなかなか難しい面が発生して、応札できなくなっているという事実も出てるのではないかなということがわかりましたので、資料としてお持ちいたしました。

【清水委員長】

小川さん、質問があるんですけども、長期間を要するとか、21日間ということは、工期のことではなくて、要するに落札するまでの手続期間ですよ。だから、落札した後の事情は何も変わらないと思うんです。だから、工事が始まるのが遅いということなので、どうなんですかね今の話は。

【小川委員】

その指名でやる場合と一般競争でやる場合の21日間というのが、業者さんにとっては非常に差が出るということです。

【清水委員長】

落札するまでに時間が掛かっても、別に現場に人を常駐させるとかいう話でないわけです。工期が長ければこういう風になりますけれど、工期ではなくて手続期間の話ですから。

【小川委員】

その21日が非常に大事なんだということなんです。その分工事が早くできるわけですよ。

【清水委員長】

スタートが早くなると。それはそうですね。

どうでしょう。ほかの方で発言なされる方があれば。

特になければ私の方から意見の取りまとめについての提案をさせていただいて、それについて、御意見を出していただきましょう。

皆さんのお手元に意見の案があります。

これは、どなたとも相談しておりませんで、私が前回の皆さんの意見を考えまして、悩みました結果、このようなものをまとめるに至ったわけです。ちょっと読んで提案いたします。

(「指名競争入札の一部復活に関する意見(案)」を読み上げ)

以上が、悩んだ末の私の意見の取りまとめでございます。

ちょっと付け加えますと、これに対する意見が委員会で二つに分かれております。賛成の中には比較的積極的支持者と消極的な方もいらっしゃいます。それから、反対の意見の中にも、ニュアンスの差があると思います。ここで多数決で決めるということは、この少人数の委員会であまり好ましくないと思うわけです。それから、私が懸念しますのは、議会とこの委員会が真っ向からぶつかり合うようなことになって、それで問題がこじれるというようなことは、議会は県民が選挙で選んだ議員さんたちの集まりですので、できたら避けたいと思うわけです。したがって、このような条件を付した上で、試行についてはこれを了解するというところで処理してはいかかなものかと考えた次第です。

皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、どうでしょう。

【江川委員】

あくまでも試行であるということで、試行するならば、当然試行期間中、ある程度成果によって、1000万だったら1000万の指名競争入札を全面化するのか、復活しないのかという1つの数値目標が必要なのではないのでしょうか。委員長の説明の中にモニタリングというのが出ておりましたけれど、当局が理由としているのは、苦情と応札者なしという2つの理由で出てきたわけです。だとするならば、苦情件数が減るということも数値目標になり得るわけだし、応札者が1000万という基準にすることによって、応札者なしというケースが減るとというのが数値目標なんじゃないかなと私自身は思うんですが、その辺はまるっきり数値目標がなしで単なるモニタリングとするつもりなのか、ある程度数値目標を付けるのか、その辺の御意見をお聞かせいただければと思うのですが。

【清水委員長】

数値目標を具体的に挙げるということは、今の段階では無理だと思います。そこは確かに難しいと思います。入札制度改革はいろんな改革を同時に進行しておりますので、だからどういう変化がどういう要因に基づいて起こったかを確定するのは難しいと思います。ただ、おっしゃるとおり、指名制度にする理由というものはいくつか挙がっているわけですから、この試行によってその理由がどうなったのかということが判断されないとやったという成果は評価できないと思います。ただ、それを数値で表すことに関しましては、ちょっと私は、そこまでは考えられなかったです。そうすべきであるとなれば、それなりの目標の立て方はあり得るとは思いますが。応札者については、私は応札者0というのは、基本的にはなくなると思います。辞退してもいいんだよと念を押すとおっしゃってますけれど、こういう中で応札しないという事態は、業界の中では避けると思います。そういう意味で成果があると言えばある。ただ、指名制度における応札者の数というのは、あまり競争性と相関が必ずしもないというのは、過去の経験からは言えることだと思います。

ほかはどうですか。

【杉山委員】

県の方の御意見をお伺いしたいんですけども、指名競争入札試行の理由の中で、手続期間の問題35日と2週間、期間を短縮するような方法を考えながらやっていただけるということとはできないんですか。公告の期間を短くするとか、そういったことで。国交省のガイドラインからすると、一般競争入札と指名競争入札の工事にかかるまでの期間がこんなに開いてはないんですけど。

【入札改革参事】

まず、条件付一般競争入札につきましては、公告から入札書の提出期限まで間を15日取るこ

とになってまして、これは条件付一般競争ですので、県のホームページを見て、その公告を見て業者の方々が参加するわけでございます。指名でしたら指名通知を受けて、業者が指名を受けたのがわかってから積算が始まるわけでございますが、いつ何時公告に載るのかわかりませんので、そういうことも含めて、やはりそこは15日取ることが必要であると考えてございます。

【杉山委員】

その15日はわかるんですけど、今後15日にとらわれないで、要するに少額工事で緊急性のあるもの、緊急性のあるものは随意契約で良いということになっているわけですけども、そういうことを考えて、今後もずっと15日間は必要な期間だという解釈でよろしいですね。

【清水委員長】

指名制度においてももっと短縮しろという話ですか。

【杉山委員】

一般競争入札の期間の短縮です。

【清水委員長】

公告から入札までのですね。

それは無理だというお話ですよ。

【入札改革参事】

はい。

【岩淵委員】

これは県当局にお聞きしたいんですけども、試行ということは、これをやっているいろいろ検討して、その結果を検証するという事だと思んですが、この場合、例えば、800万の価格のものを一般競争入札と指名競争入札と2つあったとして、それを比較しながらという形で検討して、その結果とか内容とかいうことを検証することを考えてらっしゃるのか。

【入札改革参事】

今委員がおっしゃられたようなことにつきましても、検証していくということでございます。

【岩淵委員】

よくわからないのは何を検証するのかということで、例えば指名競争入札が一般競争入札よりもこれだけのメリットがありましたよということは、どういうところでどういう形で検証に持っていくんだらうということが、ちょっとよくわからない。

【入札改革参事】

5点考えられると思うんですが、1点は手続が短縮されるかどうか。2つ目は応札者なしの状況が改善されるかどうか。3つ目は低価格入札の状況が改善されるかどうか。4つ目は業者間の不正な接触の状況がないかどうか。最後5つ目は工事の品質が確保されるのかどうかにつきまして、試行結果について検証していきたいと考えております。

【清水委員長】

最初に手続の短縮とおっしゃったのは、これはどういう意味ですか。一般競争入札を指名競争入札にすれば、手続は間違いなく短縮されますよね。その上で何を確認されるんですか。

【入札改革参事】

県側の理由の1つに挙げておりますので、そこを改めて検証するということです。

【清水委員長】

検証する必要はないじゃないですか。

【入札改革参事】

実際にそういう項目も含めましてということでございます。

【清水委員長】

何をもちいて指名制度を入れた効果が上がったのかということについては、ちょっとこれから検討していきませんか。これは1年間やるということですから、その都度いろいろな事例などを分析していくべきだと思います。ここに私書きましたように、積極的なプラスが見出せなければ、止めた方が良く思うんです。だって談合を誘発するというリスクがあるんですから。率直に言って、指名の時代には談合というのは普通に行われていたと思われまますから。そういう状態に戻したくないわけですから。そういうリスクを負うのであれば、積極的なプラスがない以上は、これは取り止めるという選択はきちっと用意しておかなければいけないと思います。ましてやマイ

ナスの効果が露呈してしまった場合、要するに談合というような事例がまた出てきてしまったということになれば、これは直ちに止めましょうということで進んで行く可能性が選択肢としてはあるのかなと思ったわけです。

それから、常松さんおっしゃったように、250万円以下については、今でも指名をやっているわけであって、指名競争入札の一部復活という言い方は正確でないということは私も承知しております。

【安齋委員】

指名はまったくなくなっている。随意契約ですから。

【清水委員長】

250万円以下ですよ。全部随意契約ですか。

【安齋委員】

指名はまったくないですよ。

【清水委員長】

ちょっと待ってください。そこを正確に言ってください。

【入札改革参事】

昨年の10月以降は、工事における指名はございません。

【清水委員長】

そうですね。工事はそうでしたね。すみません。

ということで、常松さん、工事においてははないということです。

そうすると、これは間違っていないわけですね。復活というのは。

【安齋委員】

復活という言葉が適切かというのは議論しないと。

【清水委員長】

私は試行という言葉の方にも何か非常に抵抗を感じるんですよ。今までずっとやっていたものを、廃止して間もなくまたやろうというのをなぜ試行というんですか。試行というのは何かの準備という意味合いですよ。今までずっとやってきたわけじゃないですか。

【安齋委員】

復活というよりも、むしろ1年間試行でやってどうするのかということとその段階で判断するわけで、そういう意味で「一部試行」と提案してきているわけだから、今の段階で復活というのは適切ではないんじゃないですか。

4行目に「一部試行」と書いてありますし。

【清水委員長】

試行でも良いです。そういうことで支障があるようであれば、試行という表現に差し換えていただいて全体としては支障がないように作ってあります。

【安齋委員】

この問題は結局3回議論した感じですね。1月の時は議題には挙がっていなかったけれども、新聞報道を見てみんなびっくりして質問したと。それから前回に初めて議題に挙がったのでいろいろ検討しました。前回の検討をみても、私の理解では絶対賛成、絶対反対というのはどなたもいらっしやらなかった。その中で皆さん共通しているのは、要するに10月から完全実施が始まったばかりなのに、4カ月くらいで、試行といいながら方向転換をするのかと。そういう意味では時期尚早ではないかというのがそれぞれの委員から出てます。それは共通認識だと思います。あと、そこから先は、私なんかは試行だから権限はないしやむを得ないかなと。あとは、今日は欠席していますが、森岡さんみたいに議会から出たということはやっぱり県民の意見だろう、それを無視することはできないだろう。あとは、一步後退二歩前進とかいろいろ表現がありましたけれども、概ね前回はやむを得ないのかなという感じがあったんじゃないかなと私は理解しています。ただ、いずれにしてもそういう状況ですので、今回の委員長のまとめ方で私も良いと思います。ただ表現に関しては、タイトルは一部試行と。それから条件に関しては、2の方は絶対入れてほしいと求めましたので、これは大賛成です。もし試行期間中に1件でも談合が認定される事例が出れば、これはパーにすると。試行を止めて復活の道は全部閉ざすということで我々としては強くいきたいと思います。現に去年の4月以降談

合部会に談合情報が3件寄せられまして、委員会の方で3件審議しましたけれども、結論から言うと3件ともグレーゾーンでしたけれど、1件はかなり黒に近いグレーで、これは断固たる意見を出しました。2件に関しましてはどうも証拠資料が足りないということで、やむを得ず白に近いグレーかなという感じがしておりますので、我々としては試行期間中にマスコミを含めて、いろいろな談合情報が寄せられることを期待しています。3回来てますから、これから1年間の間にも何件かくるんじゃないかと。その間に我々の談合部会の方で慎重審議して、談合情報を断定できるケースがあった段階で強い態度でいこうと。そこまでやれば、議員さんたちもさらに反対を押し切ってやることはできないのではないかなと私は思ってます。それから、モニタリングについては、私はあまり想定していなかったんですけども、もう1つ想定した条件は、今回県の方で出してきた、金額が1000万未満、試行の期間1年間という条件は全体死守してほしいと。例えばここで一部試行はやむを得ないと我々の委員会としてなつたとして、試行期間1年を半年に短縮せよとか、あるいは1000万を3000万に上げろという議会の要請に対しては断固たる態度で臨んでほしいというのを私は条件に入れた方がいいかなと思っております。

【小川委員】

確かに福島だけでなく全国的に、談合とか、知事さんが逮捕されるとか、今まであり得なかった問題が起きたことから、この入札改革というのが一気に吹き出して、大きな改革になったわけですけど、確かに改革して、理想的な、競争性、透明性、公平性というところを実現して、本当に重要なことだと思います。そうあるべきだと思いますけれど、今までの長い長い積み重ねでここまで来たことを考えると、そう簡単に直すことはできない。やっぱり現実の実態を踏まえた上で、少しずつ補正を掛けていかなければならないんだと思うんです。現実の実態というのが、中小企業診断協会の方で受託されたコスト調査の結果にすべて表れていると思うんです。これを見ますと、1000万以下の公共工事ではすべて赤字だという実態を、もうちょっと我々も考えなければいけない。そういう中で、この21日間が重要だというのはすべてコストに影響してくるわけで、やっぱり試行ですから、やってみた上で、もちろんモニタリングもして、そういう中での状況もみて、見直していくということが必要なんで、やはり現実をもうちょっと真剣になって見据えて、経済が立ち居かなくなっている状況がひどいんだということも理解してあげるといことも必要んじゃないかなと。250万まで一気に下がったということ自体が、私は無理があったのではないかと。そこを補正するという意味での今回の要望であり改善案なのではないかと思っておりますので、そこのところで私は賛成したいと思えます。

【安齋委員】

付け加えたいと思うんですが、前回いただいた資料でびっくりしたことが1つあるんですが、検証委員会の時に250万超を一般競争入札にしたんですが、あの当時は長野県に続いて福島県が2番目でやったんですが、私はそれがどういう方向でいくのかなと注視していました。それで前回いただいた資料を見ましたら、19年度が6県だったんですが、それが20年度には11県に増えているということで、必ずしも福島県が突出したとか、極端に走ったわけではないなど。逆に福島県方式を見習ってきているところがあると。和歌山とか宮崎県みたいに同じ問題を含んだところが福島方式を見習ったのかなということで、我々の判断も県の判断も間違いではなかったと。それだけは追加して申し上げたいと思えます。

【清水委員長】

ですから、私の提案の中で、今福島県がこうした見直しをするということの全国的な影響は小さくないと言いましたのは、やはり流れとしては250万円という線で十数県が改革を進めているわけです。そこへUターンとまではいきませんが、Jターンするような選択を福島県がやるというのはそれなりに大きな重みを持っていると当局には認識していただきたいと思えました。

それから、小川さん、申し訳ないんですけども、未だに理解できないんです。21日間の話なんだけれども、今日用意してもらった資料で落札後云々ということでしょう。だから、期間が長くなるというのは、要するに公告から落札までの期間が短縮できるからということなんです。落札後の話じゃないわけです。

【小川委員】

それがその後の工事にすべて影響してくる。

【安齋委員】

問題にしているのは発注の話だからこれとズレている。

【小川委員】

それが短縮できていれば、例えばその業者が取ればその分工事を動かせるということになる。

【清水委員長】

それはスタートが早くなるというのは事実だけれども、ここに書かれているような意味で21日間の問題になるということではないんじゃないかと私は思うんですけど。

【小川委員】

いや、重要です。例えば500万円の工事が一般競争入札で動く時には、公告なんかも含めて35日間となるわけです。

【安齋委員】

それは発注までの期間ですよ。

【小川委員】

そうです。その35日間掛かって落札されて工事が発注されて動くわけです。だから、それが指名競争であれば21日間短縮した形でその工事は動いていくわけです。

【清水委員長】

スタートが早くなるということは言えますが、落札もしていないのにここに書いてあるようなことをやっても意味がないでしょ。こういう作業が始まるのは落札してからでしょ。

【小川委員】

一般競争と指名競争とを同じ工事で比べた時にこういう結果が出るということです。だから、小さい工事をすべて一般競争にしてしまうと、そういう21日間の差が業者さんにとっては不利な状況になる。

【清水委員長】

当局の方はどうですか。そういう意見だと思われました。私は了解できないのですが。

【入札改革参事】

小川委員のおっしゃりたいことは、それだけ条件付一般に比べて指名が21日早く落札者が決まれば、その後の手続がその分早くできると。

【小川委員】

小さい工事を早く回せるということですよ。

【清水委員長】

それはわかります。

【小川委員】

そこが業者にとっても有利だということです。

【清水委員長】

何かよくわかりませんね。

【羽田委員】

委員長が出された最終判断となる意見については、尊重したいなと思ってます。私はその中で1つ意見を申したいのは、やっぱり復活という言葉は私は使うべきではないなと思うんです。もう1つは、成果検証というのも私は止めた方が良く思うんです。ということは、その次出てくるのは拡大と復活ですよ。あくまでも試行なんだと。その理由は例えば業界の問題とか、県内の建設業が疲弊してるとか、そういう考えが委員の中からも示されていますから、私はペナルティーだけを優先した方がいいんじゃないかと思うんです。監視委員会としては、このことによって成果が出ようと、モニタリングをしようとも拡大とか復活とかはあり得ないんだということをもう少し前面に出した方がいいのかなと思っているところでございます。そういう意味では、私は業界に対して、これだけ談合に関するペナルティーが出てますので、それを前面に出していますから、我々としては県が言っている事務作業を含めてこういうことがきちっとやれるのかということ逆を逆にチェックしていった方がいいのかなと思ってます。

【清水委員長】

事務作業というのは。

【羽田委員】

県の言っている工事の発注が短くなったとか。それから、地域を中心とした指名というスタイルになっているんだから、そこが本当にそういった業者さんが入っているのか。そういうものを我々チェックした方がいいんじゃないかなと思うんです。先ほど担当者が5つの点から云々と言うけれども、それは自分たちの話であって、それを逆に我々がチェックしたりモニタリングをしちゃうと、その次に拡大、復活という話が出てきちゃうんで、私はそういう風にならない道筋を逆に作った方がいいのかなと。あくまでも監視委員会としてはどこまでいっても試行なんですよという基本姿勢を明記した方がいいという気がします。

【清水委員長】

当局として試行とおっしゃっているのは、効果があれば全面的な実施に移るという含みだと受け取ってますが、そうなんですよ。

【入札改革参事】

始めからその後の本格導入ありきでなくて、あくまでも試行の状況について、そこはしっかりと検証してまいりたいと考えております。あくまでもその後の方針については、試行状況の検証結果を踏まえてと考えております。

【松野委員】

前回の会議で皆さんに倒産の数値をお知らせして、倒産だけは避けなければならないと強調したと思うんですけども、私の口から言うまでもないことなんですけれども、企業が倒産することは、人に例えれば死ぬということなんです。こんなことを言う必要はないかもわかりませんが、延命治療にはいろいろ是非の議論はあろうかと思うんですが、助かるべき若しくは助かるはずの人が死ぬのは何としても防がなければならないと思うわけです。企業もそれと同じで、倒産していいことは何にもないです。本人もそうですし、一番の犠牲者は従業員の方々であって、家族ばかりではなくて親戚、縁者、知人、友人と繋がって行って、社長が一番責任があるんだと思うんですが、従業員ばかりではなくて、やはり地域の没落にも繋がってくるわけです。ですから、倒産は実力があって倒産の危機に瀕しているところでは救っていかなければならないと。そういうことに我々入札制度等監視委員会でも何かできることがあるのであれば、それは手を差し伸べる必要があるでしょうということを前回申し上げました。

それで、前回の議論をいろいろ踏まえて、委員長にすばらしいまとめ案をお作りいただいて、これは当然の内容だと思います。一語一句私は頭から手直しするところはないんだと思うんですが、記(1)「指名制度の「一部試行」のモニタリングを綿密に行うこと。」。一部試行であればモニタリングを行うのは当然なんで、これは当然やらなければならないと思います。

それから、(2)「試行」にかかる事案において、仮に一件でも談合の事実が確認された場合は、その時点でただちに「試行」を中止すること。」。これは非常に厳しいペナルティということになってます。先ほど安齋先生、委員長からもお話ありましたとおり、私どもの立場とすれば、これくらいの強いペナルティを課すということは、論理的に正しいんだと思います。ただ、正しいということとそれが現実の問題を解決していくということとは、また別のところにある。もう少し突っ込んで読まさせていただきますと、ペナルティを課するのは今までも当該企業にペナルティを課してきたんで、建設業界全体にペナルティを課してきたことはないんですよ。そうなので、この(2)で当該企業だけでなく、指名制度そのものに対しても課せられるべきであるというのは、要するに業界全体に連帯責任を課すことと言い換えることができるのではないかと私は感じるわけです。ですから、談合というのは私たちの頭からは論外の話で、たぶん業界の方々も、談合は金輪際懲りてらっしゃるでしょうし、やらないと信じてはいるんですが、万が一この試行の1年の間に談合が発覚したとしても、この試行を取り止めるまでは必要ないと思います。当該企業は金輪際、公共事業の一般競争入札には参入できませんよくらいのことは必要かもわかりませんが、指名制度の試行は1年間きっちりやった上で、2、3件談合ありましたから指名競争入札は止めましょうという結論にもっていくというのが、我々委員会の段階を踏んだ正当なやり方ではないかと私は思います。ですから、(2)についてはもう少し議論を重ねた方がいいのではないかとというのが、私の意見です。

【清水委員長】

松野さんにお伺いしますけれども、指名制度を拡大する、もう1度入れるということが、建設業の倒産を減らすということに繋がりますかね。どう思います。

【松野委員】

それは前回にも申し上げたとおり、入札制度のてにをは、末端の制度を変えたくらいでは現状を変えることはできませんと何回も言っているんです。ただその上で、我々委員会に対して議会からも要望がある、業界からも要望がある、こういうことをやってもらいたいということであれば、試行の段階を踏んだ上で、やってみましょうという姿勢は、我々委員会として見せる必要があるということをおは言いたいです。

【清水委員長】

松野さんが後段でおっしゃった部分は、私も議論になると思っておりまして、談合の事案が発覚した場合には、試行を止めるという、そこまで明確に条件を付けるかどうかというのは議論になり得ると思っておりました。

そこはどうですかね。

【小川委員】

私も松野さんの意見に賛成なんですが、2番目の直ちに試行を中止するというのは、行き過ぎではないのかなあとと思います。試行を中止するのではなくて1年間みた上で、どの程度談合が出てきてしまったのかとか。ペナルティを課すのはもちろん評価されておりますので、指名制度そのものに対して課されるべきであるとした場合は、指名制度の何に対して課すことになるのか。そのところがわからないなと思います。

【清水委員長】

最後に言われたのは言葉のあやなんですから、指名制度そのものを入れるということをお断念するという意味です。

この最後の点については、どうですか、当局の方は受け止められますか。

業者に対してペナルティを強化するという提案にはなっているんですね。

【入札改革参事】

この問題につきましては、いろんなケースがあると思いますので、仮にそういうケースが出てきた場合には、監視委員会の委員の皆様にはそこは検証して判断していただくことかなと考えております。

【清水委員長】

この委員会に下駄を預けると言われるわけですか。

【安齋委員】

私は基本的には一部試行ですけれども、県が議会の圧力に負けてやるんだから、これくらいの強い姿勢でやった方がいいんじゃないかというのが私の意見です。ただ、確かに1件でもあった時云々ということになるとその辺の表現をどうするかということですけど。例えば試行を中止することも視野に入れて云々とかにして若干弱めるとか。あと、どのくらい出るか予想がつかせませんが、ただ、今まで3件出てますから、1件は談合情報は集まるだろうなと私はある意味で期待しています。

【清水委員長】

期待はないでしょ。

【安齋委員】

情報が来るという期待。

【清水委員長】

情報は来ると思いますよ。ガセネタは十分に来る可能性はありますから。

それは、情報が入ったということではなくて、事実であるということが確認されたというケースです。

【岩淵委員】

本音で言えば、絶対反対というのが本当の本音です。というのは、なぜ指名競争入札を試行にせよ復活させるのに何の意味があるのかが未だにわからない。おかしいんじゃないかという気持ちがあるので。先ほどありましたが、何度も言ってますけれども、指名競争入札と業界のいろいろ苦しい状況というのはまったく関係ないと考えている中で、せいぜいあるのは確かに手続が煩雑

になって大変で時間が延びるということはあるかもしれないけれど、その程度の問題だと私は考えてます。だから、本来であれば、元々戻す理由というのは何もない。今の段階で、何かおかし、指名にした方が良いという理屈はどこにも見当たらないと私は思っています。そういう意味では、非常に委員長がいろいろ苦心されてまとめられているので、私はこれでいいと思っています。それで最後のところの談合の事実が確認された場合はどうするのかということで、一般論で言えばその段階で指名を止めてなら不都合はないんだろうと私は思っています。これでいいんじゃないかと。いずれにしてもその段階で指名を止めるかどうかというのは、そういう事実が判明した時に、状況を判断しながらこの委員会で議論されるんだと思いますので、こういう意見で出すことはいいいんじゃないかと私は思っています。

【清水委員長】

そしたらどうですかね。

松野さんの御意見を尊重すれば、「中止することもあり得るものとする」という言い方にするというものあるかなと思います。

復活という言い方については、確かに昔にまた戻るとい、そういうことではないと当局の方は考えていらっしゃるし、かなり状況も変わって、新しい条件の下でやるということであれば、試行という表現もあながち間違っていないのかもしれない。

さて、そこでいくつか意見が出ました。安齋さんの方からは、1年間に限定、しかも1000万円未満という線は譲るべきではないということで、これを書いた方が良いという御意見でした。それから、羽田さんからは、モニタリングをした上で拡大するというようなことはあり得ないはずであるということで成果の検証ということ自体も、ここには書かない方が良いという御意見です。あとは、中止するというか中断することについて、業界に連帯責任を求めるといことで少しやり過ぎではないかという御意見でした。

どうでしょうか。どう処理しましょうか。

松野さんの言われた件については、先ほど言ったような表現の手直しでどうですか。中止すると断言せず、中止することもあり得るとい表現にしましょうかね。

当局としてはこの委員会で判断してくれといか、意見を求めるといお話でした。

その件はそういうことで松野さんよろしいですか。

【松野委員】

はい。そういう表現であれば。

【清水委員長】

モニタリングについてはどうですか。私の意図は、要するに一部試行であれば、1年後には全面実施に行くんだとい、自明のこのようにルールを敷かれては困るといことであって、そうではないんだと。積極的な効果がなければ敢えてリスクを冒す必要はないとい結論だあってあり得るんだとい、羽田さんとは逆の意味できちんとモニタリングをしようじゃないかとい意見なんです。そういう風に理解していただければ、羽田さんいいですか。

【羽田委員】

はい。

【清水委員長】

そういう趣旨です。江川さんからは数値目標も出せといことで、技術的には難しいと思いますけれども。

そうすると、どうしますか安齋さん。1年間1000万とい件は。ここに書きましょうか。

【安齋委員】

県が付けた条件なんだから、それをなし崩しにされたんじや。

【羽田委員】

それは入れた方がいじゃないですか。

【清水委員長】

それは項目として1つ掲げて。

【安齋委員】

そう思います。

【清水委員長】

そうですか。

これはいいと思います。それで特に議論になるということではない。

じゃあ、そういう1項を加えましょう。作文は任せてください。

【安齋委員】

はい。

あと復活は。

【清水委員長】

復活という言葉は抹消しましょう。

そういうことで、どうですかね。

皆さんよろしいですか。

(異議なし)

それでは手直しをこの後しますから、これは任せていただいていいですか。

(「はい。」という声)

これで終了しますが、当局から何か一言あります。

【入札改革参事】

ございません。

【清水委員長】

じゃあ、これで終わりにしましょう。

どうも御苦勞様でございました。

【入札改革主幹】

以上をもちまして、第9回福島県入札制度等監視委員会を終了させていただきます。本日は本当にどうもありがとうございました。